

時に六十九歳なりしといふ同重次郎は喜兵衛の嫡子なり
名を光興といふ次男新六郎と、もに父を従ひ大石内藏助
に請ひ復讐の同盟に入れり討入の夜衆に先むじて戦ひ遂
に上野介の首を得たり重次郎嘗て細井廣澤と交深かりし
ゆゑ遺言して呪を贈れりといふ水野家へ預けられ切腹せ
しとき二十九歳なりしといふ彼の淨瑠璃に作れる重太郎
の妻が貧苦のため京都の四條河原の惣縁に出しなどいふ
例の虚誕なればもとより取るお足らずと知るべし

○ 袈裟御前の實説

袈裟の事頗る人口に膾炙し演戯もも種々に作りたるを
見たり人或は袈裟は古の遊女なりなどいふのもとより奇

異を好むの僻説にして取るお足らず遠藤武者盛遠がこれ
を殺して僧となるの一話は事古りたるに似たれども兒
女のよめに其實説を記して以て其感を破るべし袈裟の母
は初め奥州衣川に在りけるが後ち故郷に歸り上りて住居
せり家本富豪なり人呼て衣川殿といひけり(衣川を母の名
ありと思ふ)非あり其女を阿都磨といふされども衣川殿
の子なればとて異名おの袈裟と呼べり容貌最と美はしか
りければ人々心を懸くるも多かりし中に並の里お住む源
左衛門尉渡といふ元一門なるが袈裟を妻に迎へたきよ
し母の許へ言送りければ耻のしからぬとなりとて遂もこ
れを嫁しめぬ互の心淺からずして早や三年を経て袈裟今
は十六歳となりけり此歳三月中旬に渡邊の橋供養あり遠

藤武者盛遠其日の奉行たれば辻々を固めたる兵士を下知
 して橋の上にて立在りしが供養既に終りて人々散じける
 中に北の橋詰より東へ三間隔たりたる棧敷の内より婦女
 數多立出て歸りし又其中に十六七歳おもやあらんと見ゆ
 る女房興お乗らんとて簾を打擧げるを見れば世おも稀れ
 なる美人なり盛遠見るより目くれ心消て何處の者やらん
 如何なる人の妻なるらんと行未見たく思ひければ興につ
 きて行く程に並の里なる渡の家に入るを見さり是の聞え
 し衣川の老婦の女や世よ有りがたき美人なりけりと思ひ
 そめしが是れよりいひのゝそべきとて忘られず春の末よ
 り秋の半まで戀わびぬ盛遠はもと袈裟の母のためには甥
 にて袈裟どの従兄なり盛遠遂に思ひ定めて九月十三日の

朝袈裟の母の許へ行き矢庭に刀を抜き叔母が頸をとらへ
 刀を差當て殺さんどす叔母犬におどろき能々見れば甥の
 盛遠なり母いひけるの和殿は我にの甥我は和殿に叔母な
 りいかなる恨みやゆる御邊の母死して後は孤子なれば孫
 子を思ふ如くにいとをじみぬ父とも母とも我を憑み思ふ
 べし何人がいかにと讒言したれば斯く荒き振舞をばあそ
 ど身に過ゆりど覺えず暫らく命を助けて恨の事といふべ
 し晴れやさんといふ盛遠目を見張りて叔母なりとても我
 を殺さんとしよまふ敵なれば通そまじ渡邊黨の習として
 一目なれども敵を目にかけての置すとは只今刺殺さ
 んとて腹に刀を差當つ叔母肝魂もあく誰人のやすぞ我寡
 婦にて夫なし和殿お於て意趣なし思ひもよらぬ事をいは

るものゝあといふ盛遠人のやすにあらす袈裟御前を女
 房にせんと内々中待りしを聞たまはず渡がもとへ遣はさ
 れたれば此三ヶ年人知れず戀に迷ひて身は蟬のぬけから
 の如くになりぬ命は草葉の露の如く又消あんとす戀に
 人の死なぬものかは是こそ叔母の甥を殺しよふなれ生
 て物を思ふも苦しければ敵と一所お死なんと思ふなりと
 いふ叔母のねての斯くと聞きしがさまでの事とも思はず
 のほごに思ひよまは易き事なり刀を納めよ今夕呼びて
 見せなんといふ盛遠さらば暫らく命を助けん渡が方へ返
 思なせそと堅く約して刀をさし今夕参らんとて歸りけり
 叔母は涙を流していはせん悲みけるが彼甥が有様
 にてい言ひつる事を聴かず必らず事に逢ひぬべしされ

せも又呼て逢はせなば渡が怒いかせんと思廻して娘の
 もとへ文をぞ送りける其文に此程風の心地は打臥まで
 の事なければ披露までの事々しくは忍びおはしませす
 合そべき事侍べり返くた一人おはしませと書たり袈
 裟消息を披見て心細き御文のさまのなとて女童一人具し
 て假初に出る如くして母の許へ來れり母つくくと娘の
 顔を見てはらくと泣き良久ありて手箱より小刀を取
 出していひけるこれ以て我を殺したまへとて與へけ
 れば袈裟大におおろきて是は何事にか御物狂はしくなり
 たまへるゝとて顔打赤めて居たり母今朝盛遠が來りて振
 舞つる事をも有りのおまお語りて此事もし盛遠が思の
 晴ざらんには我終よ安穩なるべしども覺ゆず去ればとて

渡が心を破るべきにあらすよしなき武者の手にかゝりて
 死なんよりの愛目を見ぬ前に和御前我を殺したまへとて
 さめぐりと泣く袈裟これを聞て實に例あきとなり心憂き
 事かあど深く歎きけるがつくぐこれ案して親のため
 にい去らぬ孝養をもする習ひあり御命に代り奉らんとて
 甲斐々々しく慰めぬかくて日も既に暮れぬれば盛遠獨笑
 して來れり袈裟伴はりて相悦ぶ様して暫らく語り頓て暇
 を乞ふて立んと盛遠刀を抜き怒ていふ汝我に従はずば
 只今殺すべし今は汝と命くらべなり和御前のためにい命
 も惜めらず和御前の不祥盛遠が不祥渡が不祥三の不祥が
 一度に來るべき宿習にてこそありつらめとて思切たる氣
 色なり袈裟給ていふ暇を乞ひたるの女の習にて志を知ら

んとなりさらば我が思ふ心を知らせまつらん渡に相馴て
 今年三歳になりぬれども折々に付て心ならぬ事のみ侍れ
 何地へも走逃ばやと思ふと度々なりされども母の詞に
 背きがたければ今まで忍びて在りしあり誠に淺からず思
 召すとならばたゞ思切て左衛門尉を殺したまへまからば
 互に心安からんといふ盛遠悦ぶと限りなくさらばいのに
 謀をのまへんと問へば袈裟いはく我れ家に歸て左衛門尉
 に髪洗わせ酒に酔せて内に入れ高殿に臥さしむべし濡れ
 たる髪をさぐりて殺したまへといふ盛遠悦びて其ま、別
 れけり袈裟危をまぬかれて家に歸り酒を儲け渡を請して
 いひけるの母の病とて忍びて呼ばれしほと罷りて侍り
 しお早くもころ、よくあらせられぬその悦び又酒飲みて

遊ばんとて我が身も飲み夫もそ、ゆけり渡快く引受て
 前後不覺に飲醉ひけれハ袈裟扶けて帳臺の奥へ入れて臥
 さしめ我が身の髪をぬらしたふさよ取て烏帽子を枕よ置
 き帳臺の端に臥して今や〜と待よりけり盛遠夜半ばか
 りに忍び來りて覗ひより濡れさる髪をさぐり合てたゞ一
 刀お首を斬落し袖につゝみて家よぞ歸りけるまかるに郎
 黨一人馳來りて盛遠にいふやう不思議の事こそいへ何者
 の所爲やらん今夜渡左衛門殿の女房の首を切進らせて
 待るやどに左衛門尉殿は口惜き事ありとて門戸を閉て臥
 沈またまへりと披露あり弔にいハ渡りいまじきやといふ
 盛遠聞きてあな無慙やさてハ袈裟が夫の命に代りけるに
 こぞと思ひて首を取出して見れば果して袈裟の首なり一

目見るより倒伏し聲も惜まず悲叫びしが屹度思ひ定めて
 翌朝渡が家へ行きけるお門戸を閉ちて音もせず門を叩き
 て盛遠参りたりとぬひけれハ内よと答へけるハ渡り慨
 び存すい但而目あき事ふハ間向後ハ人々お見参らせじとぬ
 ふ願を發せりハ歸りあるべしといふ盛遠かさねていひけ
 るハ女房の首切てハ者を聞出して彼處へ打向ひ溺捕つ
 るはどに持参仕りいそぎ門を開きたまへとぬハ渡歎き
 の中よも心嬉しくて門を開きて入れたり盛遠走りより御
 敵具にて参りさり先づ御首御覽せよとて袈裟の首を取出
 して見せ頓て腰刀を抜きて渡に與へていひけるハ女房の
 御首切りたるハ盛遠が所爲なり和殿の頸を掻くと思ひさ
 れバかゝる事を仕出しさり餘りに心憂けれハ自害せんと

思へども同く御邊の手にかゝりて死ふんこそ本意あり
 思ひまふらめ疾く切りたまへとて頸を延べて坐せ
 り渡刀は我も持たれ人の刀を借るべからずされども
 ほかに思はん人の頸を切るに及ばず文自害したまふても
 其詮あるしたゞ御邊も我も亡き人の後世を弔ひ一佛土の往
 生こそ願はしけれとて渡自から刀を抜て髻を切拂ひけれ
 ば盛遠もこれを見て我も菩提の道に入らなんとて是れも
 髪をぞ切りにける袈裟の母の悲み何時晴るべしとも覺え
 ず袈裟の宝箱を見るお一通の消息を書遺して紀念に留め
 り披き見るに去らぬなよ女は罪深しと承り侍るに愛身の
 ゆゑにあまゝの人の失ぬべけれバ我が身一を失ひひいと
 り残り留りおはしまして歎き思召んことこそ痛しく侍れ

何事も忘かるべき事とやながら先だちおめらせぬる悲し
 さよ相構へて後の世よく弟ひてたまはらん佛になり侍り
 なバ母は前をも渡をも必らず迎へ奉るべしよろづ細にや
 度侍れども落る涙に氷莖の跡見え分ずとて末に一首の歌
 をかきて

露ふのさ淺茅の原にまよふ身の

ゆと、暗路お入るそかなしき

母これを読んでまそく悲みせめてれ事よ

闇路にもどもに迷はて逢生に

ひとり露けき身をいかにせん

と娘の文に書添て詠しけるどなん渡剃髪の後名を改めて
 渡阿彌陀佛と稱し盛遠は盛阿彌陀佛と稱せしが後ち交覺

と改めて世に聞えし此の盛遠のとなりけり(盛遠剃髪せしとき十七歳なりしといへり)盛遠袈裟の屍を瘞めて一の墳を築きしが世これを呼て烏羽の懸塚といふ

世或の袈裟の一事の彼の東歸の節女の事を據どころとして作りしものならんと疑ふ者有り東歸の節女の事を搔摘みて記さむに節女の夫に敵あり常に窺ひけれども討つと能はず因て敵節女が父を縛して汝が夫と我に與へずバ父を殺さんといふ節女悲みて父あ夫はあへがしし夫を殺さすべし夫は常又東を首にして臥し妾は西を枕とす今夜來て東首を斬れといふ敵忍び入て東首に臥しふる者を斬り翌朝見るに敵の首にわらず其妻の首なり大におどろき節女の夫を招きて其事を語り長く骨肉

の交を結びたりしといふされども袈裟の事の偶々暗合せしよて決して此事をもととして作設けしものにあらず多き事の中なれば偶々似たるがあれバとて是れも彼の事を摸擬せしあり彼も此事を修飾せしなりといはゞそべての事跡おほかたの虚誕となるべし慎むべきとにこそ

○ 國定忠二の實説

強賊國定忠二といへる者の事の講談師も常にこれを説き稗史にもこれを作りたるを見たりか、る盜賊などの事の書くも好ましからねど世或の是等れ者を義賊なりなど稱することの片腹痛ければこ、に其實傳を掲げて以て其妄

を破るべし上州佐位郡國定村に百姓五右衛門といふもの
あり其子を忠二といふ生付放蕩亡頼にして幼き時より博
奕を好みしが十七歳のとき賭場の口論よき人を害し身を
隠さんどて目當もなく居村を立退きしがかねて下野國に
潜む博徒の頭株河越頼五郎といふもの男氣あるよしを
聞居りければ此事を思出して直に頼五郎のもとへ尋ね行
けり此頼五郎といへるの嘗て罪を犯して佐渡へ流され金
山の礦夫となりしに夕漁夫の舟を偷みこれへ乗りてた
一人にて越後へ逃れ着きそれより下野の山中に匿れけ
るに其邊の博徒みる頼五郎が子分となり頗る勢強き者な
すければ忠士が尋ね來り其身の次第を打あけて行末をた
のむを聞きて頼五郎こゝろよく請負ふて十年あまり匿ま

ひ置けかされどもこゝにての尙や危しとてそれより又上
州にて並びなき博徒百々紋二がもどへ書狀を添えて忠二
を送り遣れり此紋二といふも子分數多あるものなりしが
異議なく頼五郎の頼みを引請け忠二を客分とあして養ひ
置きぬまかるに忠二はひたすら紋二が心に取入らんとて
百事まめしく立働さければ紋二は深くこれを愛し物
事をまかするにつき自然は他の子分らにも立られてこゝ
あて兩三年を過しけりかくて紋二老病にて死に臨みしと
き子分らを集めていふやう忠二は心さ、たる者なれば我
がなき後は汝ら彼を親分となし我どひとしく思ふべしと
言置て遂に死せりこれより忠二子分のも、めど紋二が遺
言どよよりて其頭株となしぬまあるよ此邊に紋二にも勢

劣らぬ博徒島村伊三郎といふものゆり忠二が百々の跡を引受け年若にして一組の頭分と仰がれ諸方の賭場を横行するを見て心にく、思ひ何時か逢ひな言懲さんものをと思ふ折しも或る日山崎屋といふ菱麥店にて兩人出會ひたり好き折なりとて伊三郎は喧嘩を仕掛け忠二をさんぐ罵りぬされども其時忠二は一人にて伊三郎に三四人の子分附添え居りければ迎もかなはじと思ひ怒りをこらへてあるはせに伊三郎ますくたけりて遂又忠二を縁先より足もて蹴落せりされども忠二はかゝる狼藉をも屹度忍びて其日はそのまゝ立歸りしがいかで此恨を報ゆる時ゆれりしとてひそめ其機と待ち居るうち天保五午年七月二日平田に大賭博のあるよしにて伊三郎も此日

出張るとの事を聞きければ今日こそ日ごろの仇を報する時なれとて子分文藏を伴ひて途中の樹蔭に待伏せて伊三郎が原山へ來り、るところを睨ひ終に鉄砲にて一打に打殺しけりかくて兩人こゝに在るは危しとてこれより信州松本にて名高き是れも博徒の頭なる勝太郎の方へ便りおぼらく跡をぞかくしける此子分文藏は三木文藏といひて弓射る事を善くし此日伊三郎を射とめしが後召捕はる、をりにもこれを以て捕手を拒ぎしとぞ

まかるに此事何時しか中野村の博徒の耳に入りしを彼は近國に聞ゆるものあり生捕てその度強のほどを試さんとしてひそめに言合せて廻方の捕手に出立て或る夜二十八

ばかりにて途中に待伏せ忠二文藏兩人を取籠めしに忠二は早くも其の圖あるを知りて汝ら我と欺かんとい胆太し忠二が手並を見よとて腰に帯びたる脇差を引抜きて群が中へ切入りければ其勢に恐れて一向逃散りしが是れより忠二が名は其黨に高かりしとてかくて後忠二故國上州へ立歸りて赤城山に住居しけるに四方の無頼者ども追々集り來りて忠二が子分となり夥しき勢ひとなれり中よも日光圓藏八寸犀乙山王民五郎三木文藏武井淺二秀吉桐長鹿安阿婆辰等その股肱の者ぞ聞えし

此日光圓藏は下野板橋の者にて幼きとき僧となり兎圓といひしが十四歳おて寺を逃出し遂に靈落して博徒に入り兎圓の字を分ちて日光圓藏と呼び其群に在りての

一十四

智者と稱へられしとて又山王民五郎は酒僻悪しく醉へば則ち人を罵り忠二が意に忤ふ事も數度に及びしかば其強きを惜みて常に子分の長となし置きしとなん武井淺二は槍術お達し且珍らしき早脚にて一日に四五十里の路を走りしものなりとぞ

又無頼の書生直助といふものも子分の群に入り閑あるとさし忠二の前へ子分を集めて孫子を講して聽かせしとぞかくて忠二の赤城山の住居へ門砦などを嚴重に構へ近き邊れ博徒より運上を取收め時有りて又刀槍等を携へ多人數にて近國の豪家へ押入りて強盜をなすと屢々なればこれを恐れ且つ悪まざるものあしされども忠二近邊への恩を賣らんとする下心あや山下の人家の物を掠めず

且つ貧しき家への衣糧を極たへ又富める家の子弟なせが
 博奕に来る者あれバ懇ろに諭して其家へ歸せしとか其翌
 年(天保六年乙未)の秋のとなりしが忠二の子分民五郎が近
 き邊の博徒京藏といふものと落合ひしとき酒興の上にて
 争ひを引起せしに民五郎は京藏に毆蹴られいたく耻辱を
 受けて立歸れり忠二はこれを聞きて遺憾に思ひいかで此
 仇を報はゞやとて氣を熬りしが此京藏の弟に主馬といふ
 ものありて力強く容易ならざる曲者あれば忠二は整なる
 事して反て不覺をどらバますく恥を増す基なせとてひ
 そかに子分の中より劍術にすぐれざる者二人を擇み出し
 て汝ら京藏の家へ行き恨みを報ひて來るべしといひしか
 ば兩人は民五郎とにも不意に京藏の家を襲ひ切込と

に折節京藏は家に在らず弟主馬のみ一人居合せしがそれ
 と見るより直に抜きつれ兩刀を揮ひ鋭く聲して戦ひし
 めど相手は三人の荒男が入替り立替りて切掛るとなれば
 主馬は遂に敵しかね物身數ヶ所の傷を負ひしゆゑ遁れ入
 らんとて走りしに誤て入口の關に跌きて倒れたる民五郎
 等も傷を被りければも猶ほも勇を鼓して付入らんとせし
 に此の騒動を聞付て京藏が子分ら押寄せ來る様子なれば
 三人はそのまゝ主馬を打捨て立歸りけりかくて忠二お云
 々なりしと告ぐるに忠二は聞きて齒嚙をなし人を切りて
 首取らずとゞめもさゝぬ事やある彼主馬も剛の者なりも
 し疵癒えて死に至らずバ後日の患ひ適面なり返すも
 ぬありし事してけりとして言懲せしが三人は返を詞もな

く手落を詫びしを扱又京藏は此日餘所お在りしが此の
騒動を聞くどひとしく流石に恐れしよやそのまゝ家へも
歸らず甲斐國の知邊のもの、方へ尋ね行きて暫らく身を
あくしけり主馬もまゝ子分の介抱にて死はまぬかれしもの
、此傷のさめ生涯遂に廢人となりしとぞ
(以下二十五編に掲ぐ)

○ 十木傳藏唐人殺しの實説

十木傳藏實の氏ハ鈴木あり唐人殺しの一件演戯にてハ漢
人韓文手管始といふ名題にて古くより演ずるところなれ
ども例の狂言作者が修飾して其實を失ふと多けれハ左に
其實説を掲げむ抑も傳藏がために殺されしハ韓人蒼才天

といふものあり(演戯おてハこれを香齋典藏と替名せり)且
つ意趣の元ハ戀の恨みにあらず其實亡父の仇討なり事の
起りの當時より三十年の昔あるべし享保十四年の春のと
どか朝鮮の買人桂美といふもの我が邦人と交易のため
長崎へ着船なし數日滞留してあるうち偶と同所丸山の遊
女屋千歳屋が全盛女郎千歳といへるお馴染をかさね日夜
その許へ通ひ行きしハ桂美が眞實の篤きにはだされてか
千歳も逢ふ度に悪からず思ひ互ひに深き中となりて千歳
は遂に桂美が情の種をやとてして懷妊りぬ

明治十五年一月六日出版御届
同 年三月一日發行

(十五錢)

編輯人

新潟縣平民

松

村

操

神田區佐久間町
二丁目十一番地

出版人

東京府平民

望

月

誠

京橋區南鍋町
一丁目七番地

發兌元

東京南鍋町一丁目七番地

兔

屋

誠

大賣捌所

大坂唐物町三丁目五番地

同

支

店

同

東京三島町

山

中市兵衛

衛

明治十五年一月六日出版御届
 同 年三月一日發行
 (十五錢)

編輯人 新潟縣平民 松村操

神田區佐久間町
 二丁目十一番地

出版人 東京府平民 望月誠

京橋區南鍋町
 一丁目七番地

發兌元 東京南鍋町一丁目七番地 兔屋誠

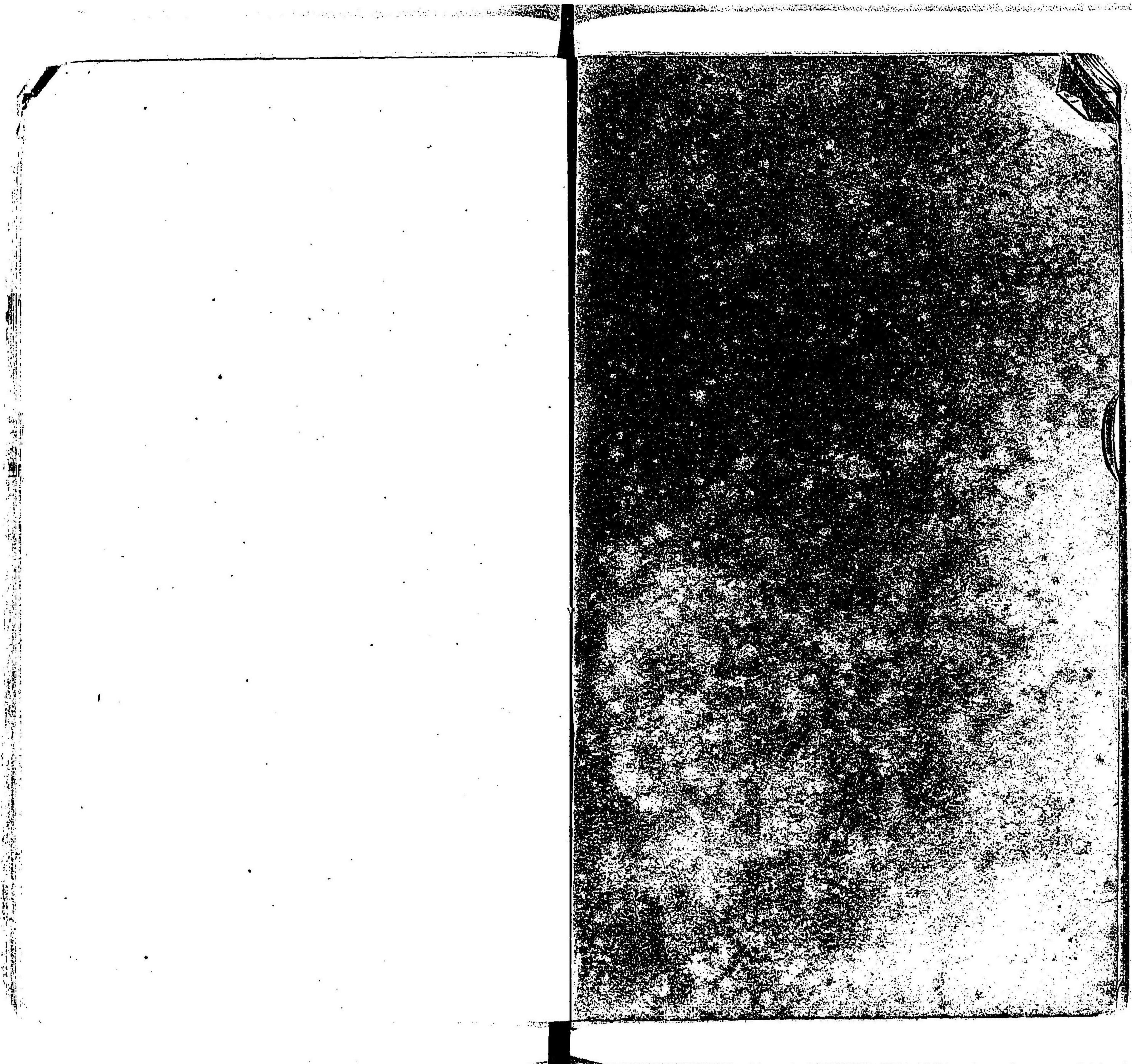
大買捌所 大坂唐物町三丁目五番地 同支店

同 東京三島町 山中市兵衛

實事潭

廿五篇

- 天竺德兵衛の實説
- 十木傳藏唐人殺しの實説(二十四編の續)
- 江島の實説 (同)
- 國定忠三の實説 (同)
- 俊寛の實説
- 釣狐といふ狂言の實説
- 尾上伊太八の實説



實事譚二十五編

○天竺德兵衛の實説

世に天竺德兵衛といふもの、事老少語り傳へて普く其名
 を知れども今は演戯又は講談師等の種とありてさま
 附會の説多くすべて其實と失へり殊に妖術をつかふ強賊
 ありあどゆふは虚妄もまゝ甚しといふべし今左に寶永四
 亥年長崎奉行竹中采女正が承り糺しする實記其他二三の
 古寫本に據りて其實傳をかゝるべし德兵衛の元和五年
 播磨の國加古郡船頭町に於て生る生附活達にして物にか
 へはらず幼きより文學を好みて十歳ばかりの頃既に日常
 の文書往復などに差支なかりしかば人々目するに奇童を
 一以てして後來に望みあるものありと言合へり一とあるん切

二 德兵衛が天竺へ渡りしに寛永十四年の事にして其頃ハ官
府の免許を得て船を外國へ出す制にてろの免許を得たる
ものハ僅に角倉與市茶屋四郎次郎平野平四郎駕籠屋某紅
屋某等の數人なりしが德兵衛ハ角倉の持船にて船子頭高
松清兵衛の書役とあり十五歳にて其年の十月天竺へ向て
長崎を出帆せりかくて翌年三月南天竺摩阿陀國流砂川の
ハンテイヤといふところへ着船一十二年亥の四月三日
流砂川を抜錨し同八月二十一日三年越にて長崎へ歸國せ
り其ときハ阿蘭陀人ヤヨウスの便船に乗りて歸りしあり
其後再び寛永十四年十一月十四日長崎を出船して翌年
二月十八日摩阿陀國へ着し又々三年目にて同十六辰年八
月十八日歸朝しよりぬ其天竺に在る間に彼地の諸所を遊

びめぐり珍らしき堂閣又ハ其住民の風俗等をくはしく書
記せし天竺聞書といへるものありしといへど年久しけれ
バ其書ハ今に傳はらずして知る人なし又何時の便宜にか
德兵衛暹羅國へも行きたりしとなん德兵衛老年に及びて
剃髮ある名を宗心と改めて大坂上搦印に住居せしが其子
ハ播州へ立歸り赤穂屋德兵衛と名乗りて其後代々榮えし
とテ德兵衛貞享二丑年六十九歳にて死せり一説ハ德兵衛
生年の慶長十七丑年にて始めて夫竺へ渡りしに寛永三寅
年のとにして死せし年の延寶八年ありといへり其かれハ
其間五年の差違あり二説孰れハ是なるを知らず姑らくハ
ハに掲ぐ德兵衛の實傳ハ右に記する如くなれば彼の演戲
三 などにもものする所との全く異あり決して此者を以て妖賊

四 ありなせ、思誤るべからず

○十木傳藏唐人殺しの實説 (二十四編のついき)

志かるに桂美は獨身とゆふにわらず本國朝鮮に燕糸といへる妻あり其後據るなき事ありて歸國する事とありにかバ彼の契を籠めたる千歳ひたすら別れを惜て種々に止めたれども其詮あるべきあらねば三月十八日いよく開帆するるととあれり纜を解くに臨み千歳は親より持傳へし祐乗が作の金の雞の目貫をかたし取出し是に再び此處へ渡り來まさむ時までの紀念ありとて桂美に贈り又腹にやどせし御胤は大事に育て成長さすべしとて涙ながらに別れけりまかるに桂美は歸國の後間もあく其妻と甥萬麗

どのさめに硯石山といふ所にて殺されたりかくて其跡式は萬麗が譲り受くべきやう程よく取繕ひて遂にその家を継ぎ燕糸を妻となして暮しぬ翌年燕糸の病にて死せしが萬麗は官に就き名を著才天と改めて次第に昇進し遂に上々官にまでのぼりける扱又千歳の桂美に別れて後月滿ちて分娩せし男子ありければ千太郎と名づけ心を尽して養育せしが其子の成長するに付ても桂美はいかにせしやらんと片時忘る、暇はあけれどいかある故か桂美の方より歸國の後一度の音信もあし餘りの事にかもひ交易船の着く折に其船子等の此屋へ遊びに來る者あをに就て桂美が事を問ふに何れも知らずといふ一人知るものありて云々ありとて桂美が殺されし事を語りければ千歳

六 は聞て大にあげき其後はこれが泣め物狂はしき病となれり千太郎は幼あきあがらも母を慰め又或る時は千歳が愚痴に追りて自殺せんとなせる事も屢々なりしを押し止めていつかは父の仇と報し泉下の靈を慰め奉るべしあどいひければ千歳もこれに慰められて苦界に其日と送りけりここに宗家の家人にて通辭役をつとむる鈴木傳右衛門といへるものあり常に所用ありて長崎へ往來せしが逗留の徒然に或時千歳に逢初めしが縁とまりて終に根引して本國へ連歸らんと言出しぬ因て千歳は實は云々の身の上ありとて千太郎の事までもつゝまず語りければ傳右衛門は一倍母子の薄命をわはれみ千太郎にも逢ひたきよしをいふ因て千太郎を呼びて引會せしむ傳右衛門は千太郎が是れ

までの孝行を褒め涙を揮ふていひける顔さへも知らぬ父が非期の死のさす嘆かるゝどならん殊に讎を報せんにも涙路を隔てし外國なれば一は便なき事に思ひまふあらめ我とても武士の端なり御心のうち察し入るとばかりにて外に詞もわらざれば其生もまめりて見えにける稍わりて傳右衛門又いへる我が御身ら母子の話を聞くと是もまゝ宿世の縁にやわらん我にいまだ妻もあく子もあければ幸ひ千歳を妻と定め御身を養子とせんかくばかりにて我にあまめく心ありて欺くどや思はれんが我が家は朝鮮人の通辭役なれば敵の手がより知るゝ事もあらんと思へばかくいやすありと懇ろにいひければ千歳母子は大によろこびかくては夫の仇父の敵を討つに便りあり

八とて遂に其詞に従ひて三人連立ち對馬へ予歸りけるそれ
より千太郎は養子傳右衛門に就て朝鮮語を習ひ覺え次第
に熟練なし、が寛延四年三月二十一日養父傳右衛門四十
五歳にて病死せしかば千太郎元服して名を傳藏と改め家
相續事なく濟みしは十八歳のときとなりき

(以下二十六編に出す)

○江島の實説

(二十四編の續)

柄屋善六

其方事年來公儀之御用承いし付其身を起し者之所金井
六左衛門中附由を以去年狂言芝居茶屋に於江島を振
舞酒之相手として芝居之者共を召集夜更に迄其興を催

い條公儀を不憚次第其罪重科に付流罪も行者也

山村長太夫

其方事狂言芝居座元をも仕上り坐中之役者事に於て
常々其差引可仕事に及物而見物之客人棧敷茶屋へ役
者を呼し事は有共女中客も於て貴賤と不擇一切も差
出問敷事を正月十二日江島爲見物相集し棧敷へ役者を
も差出し其身も罷越其上自分居宅に於江島酒之相手と
して役者共を令參會し次第其罪科重きを以流罪に行者
也

生島新五郎

九 其方事先年は城女中之事も付て於世上沙汰せし者にて
い然に去年より度々江島と參會し條其罪重きを以流罪

十 に行者也

其方事去年夏江島狂言芝居見物之時度々に及茶屋等に於酒之相手迎夜更いまで參會以罪科に依て令追放もの也

瀧井半四郎

中村清五郎

清五郎事江島に對面に及度々に至て狂言芝居茶屋等に於芝居之者共召呼酒之相手に仕儀就中當正月十二日長太夫芝居に於江島を案内し長太夫之居宅へ相伴芝居之者共と參會不届之條其罪科重しを以永々遠流に行者也
又江島の外與女中の罪と得たるは左の通り

町醫山田定菴へ預 宮路 (年寄)

小普請方手代高岡新六へ預

吉川 (表使)

永山江助へ預

梅山 (中老頭)

遊里 (江島姪)

右四人之者奉公縁組共は掛

伊代 (中老)

れん (次頭)

よせ (同)

れよ (同)

まも (吳服問)

右十人の者ハ扶持方に召抱奉公ハ構

(右の面々召仕の下女五十七人平川口より退放)

右の外に尙ほ永遠流二人一人は留守居番一人は御用達手代(流罪一人(書院番)追放重科二人(内一人は代官)追放四人(内一人は徒士)改易一人閉門一人遠慮一人構無之一人右の如く付付られたり又山村長太郎(長太夫の倅)同長次郎(長太夫の次男)生島久米太郎(新五郎の子)三人ハ幼稚につき十五

よの (三の間)

きつ (同)

木曾路 (使番)

勝枝 (同)

せん (茶の間)

歳まで其親類へ預けとなり又外に親類預けの幼稚者三人あり此一件につき死罪に處せられし者ハ一人のみなり(其罰文に其罪既に死に當り以水戸殿に於其沙汰可有是者也)とあり即ち水戸家の目付羽田半左衛門受取り繩掛けて連歸りしよし)又正月十二日江島山村座へ赴きしをり附添行しし廣敷御小人四人へ少渡されし趣は右四人の者共正月十二日江島其外の面々上野増上寺へ参詣の先より直に木挽町の芝居へ罷越し節相添え参りし所彼所にて辭退いたしし得共江島重き御奉公を仕りしゆゑ達て斷りも少難きのよししたとへ江島中付共斷りし品も可是有所に其意に任せ見物場へ罷越し段不届に得ば急度仰付らるべくし得共罷歸ししとみ早速御廣敷御番頭まで相届し義を

以て御寛宥是あり其沙汰に及ばずし然れ共見物場に於て
急度斷り予さず此段に依て御廣敷場所は移相止者也どの
旨なりしよし右數十人の姓名及び少渡されの文もあれど
も煩を憚りてこれを略す

又是れより先調の始めて起りしとき二月二日奥女中十
二人廣敷へ召出され留守居別座よて少渡されし左の
如くなりど

去正月二日爲名代上野東叡山へ罷越直に遊山所に

趣晩景に及び罷歸し段猥成致方不届に被思召御暇被

下其宿々へは預被成以問左様可相心得旨被仰渡し也

かくて江島は内藤駿河守の領地なる信州高遠へ赴きしが
預けのうち冬は木綿夏は細身の葛衣を被せ朝夕一汗一

策の外無用たるべき旨沙汰ありしよし江島終身赦免の沙
汰あく終に高遠にて身まかりしといふ

一書又初め評定のうへ江島は死罪に行はるべきに決し

よりまかるに三月三日上巳にて諸大名登城あり晩景に

及びて老中將軍の機嫌伺ひとして各二の丸へ伺候す家

繼公對面あり此時六歳の幼年にてあられしが老中に向

ひて此程絶えて江島を見ず彼はいかいせしやと問はる

老中對へて彼の不調法の儀ありしゆゑ押籠め置きしと

いひければ家繼公大抵のとあらば赦して取らすべしと

いはる各々上意の趣長り入るとて退けり是ハ月光院江

島の死を懸てひろかに將軍に告げしゆゑかく沙汰あ

りしものならんと計し合へりど予右にて大概死罪と極

まりし江島が一等を減せられて遂に流罪に處せられし
ありといへり
江島の高遠へ出立せし三月二十六日のとあり騎馬二
騎勢五十八人召仕下女一人附係えて發足せり江島江
戸の名残とて詠とし歌の
浮世よハまさかへらめやむさしの、
月の光りのかけもはつかし

(以下二十六編に出す)

○ 國定忠二の實説

(二十四編の續)

かくて其年も過ぎて明れば天保七申年關東旱して大饑饉
あり忠二は又もや小惠を施して愚民を欺かんと欲し貯蓄

の金銀を散し赤城山下の貧人に救與せしかば其近郷も餓
芋は更なるあかりしとか此事より思附るよや翌年酉の春
忠二は田部井に賭場を開き大博奕を始めしがそれより取
收めたる運上博奕の(と外に蓄への金とを足して磯沼とい
ふ所を浚はせぬ磯沼の隣村は忠二が生里國定村にて志か
も氷下にわたればかく浚はせしは此後國定村の早に逢ふ
とも氷の欠乏なからしめん爲めありと不聞えし是等は皆
細民を欺きて其歡心を買はんとする姦謀より出ににて最
と惡むべき事共あり同年三月又々世良田まで大賭場を開
き子分も數多其場に至りければ忠二も行かんとせしを圓
藏が押し止めて此ころ頭の風聞高くして既に江戸へも聞え
て取沙汰あるよし其他聞及びし事もあれバかた今日

は止まりなまへといひければ忠二の然らば見合すべしとて行かず名代として子分文藏其他の者を山し遣りけりまかるに果して其日官より捕手来りて文藏の遂に其場にて召捕れぬ此の知らせによりて忠二は然あらんどのかねての覺悟あれども見すく文藏をろのまゝに捨置んハ残念あり奪返せどて下知を傳へ數多の子分を引連れて木崎の驛にて不意に料り山捕手を遣散らして取返せよとて一散よ走行きしが三木山の頂より遙に彼方を見下せば螺鈿の音天に響ぎ處々の炬火ハ白晝を欺くばかりよ木梢を照らし數多の人数の聲潮の湧が如くなれば忠二は案に相違して暫し猶豫せしが是は容易あらぬ有様あり察するに此人數は我等を捕へんため赤城山に向ふものと覺えより油斷

するところにあらず一先此場を落延んとて夜ともにも山を乗越えてろれより淺間の北ある大篠といふ間道より木曾路に出畿内の方へ落んとて江州まで忍びて至りけりまかるに早くも人相書諸國へ廻り追捕甚だ嚴しければ怒に人多きは却て悪しとて引連れ来りし子分らに向ひてあれよりば各々心まかせて何處にても匿るべし又程を経て取沙汰も消えしをうかひひ古郷なる赤城山にて再會せんとて忠二は懐中せし金子を取出して子分へろれく分與へ其身は田舎商人に出立路を引返し會津をさして落行ば子分は思ひく四方へ別れけりかくて此時捕へられし文藏は獄門に懸られ又犀乙も召捕はれしが是は死罪に行はれぬさて彼の民五郎は忠二ともにも赤城山を落延し

が江州にて忠二どわかれし後はたゞ一人みてひそかに故郷へ立歸り己れが子分の家に匿れてありはるに過ぎし頃の喧嘩のとき彼の主馬の首をかゝざりしより主馬はふたゝび蘇りて仕返を謀りあるよし聞きければ大に恐れて彼方より来るを待たぬよりは寧ろ我より先へ廻りて此度は彼が首を刺きて禍ひの根を断ち二ツには忠二に再會するまでに前の耻辱を雪がんとおもひるれよりは密かに主馬が動靜を覗へども主馬も中々の曲者なれば少しも油断せず却て民五郎が様子をかきうかひて隙を得ば殺さんと手配をあし互ひに機を待ちにける或る日主馬は民五郎が所用ありて利根川上まで行きよし聞ければ今日ころ望みを達する時あるとて子分三人を引連れて程よきとある

ろに潜み居りて民五郎の歸りを待受け闇に乗じて遂にこれと切殺せり是は天保十二年巳年の事ありけり翌年忠二は噂さるも少し薄らぎたれば最早追捕の沙汰もあるまじと思ひ赤城山へ歸り來りければ子分らもこれを聞きて遅々四方より集りしに民五郎のみならず忠二怪みていかある故予と問ふに子分ら云々の事にて主馬に殺されたりといふ忠二聞きて大に憤りやがて子分十八人に何れも和蘭陀製の短筒を持たせ仕返しに出し遣りしに主馬が子分らはかくと聞き恐れて一人も出合ふものあり因てやすくと主馬を打殺し首を切取來りて忠二に見せ又死骸は民五郎が落命せし利根川原へ打捨けると天保十三年寅年の秋田部井に於て賭場を開き忠二自から貸元とありて數日間

大博奕をあせしに八月十九日の夜にいたり捕手の人数不
 意に押寄来りて賭場の四方を取圍めり事急に起りたれば
 一坐の周章一方ならず立騒ぐうち忠二は燈火を吹消し闇
 にまぎれて圓藏諸ども漸くにし切抜け危き命を免れたり
 切其後忠二の此所に出張り居りしを官へ密告せしむ全く
 小齋(地名)の博徒勘助といふもの、仕業なるよし聞出せり
 ぞかるに此勘助は忠二が子分中にて指折と呼ばるゝ武井
 淺二が叔父にて彼時淺二ハ其場に居り合さゞりければ忠
 二はさてハ淺二が叔父といふもに斯くの謀しならんと深く
 疑ひて淺二を呼寄せ右の事どもと言罵りて既又斬らんと
 す圓藏側よりあれを諫めて淺二が二心ありといふ正しき
 證據もなきに殺さんといふ餘りに早計あり又淺二も叔父と

同腹ならぬといふ言譯に勘助を殺して其身の潔白を立る
 あり然るべけれといふ忠二これを聞きて泣か言ふところ
 一理ありとて即ち淺二より子分八人を差添えて勘助のもど
 へ遣りぬ淺二らの六里餘の路を夜のうちに走り行き
 淺二は槍をひねりて勘助の家へ踊り入りしに其夜勘助は
 外にて酒を飲み痛く酔ふて歸り來り前後も知らず眠居り
 けるをうかひ覺りて一突つきければ痛手あがらも起ん
 どするどころを遂に離れ打留め忠二がもとへ首引提て
 歸りしに夜はほのと明わたりぬ此時忠二は赤城山ある
 紫藤が洞に坐をうつし子分らを並べし前にて勘助が首
 を視畢り淺二をゆるせしうへ他の八人にも賞品を與へ是
 れまで上州の博徒にて注馬勘助の二組のみ我に従はざり

しが以後は一國の博徒ども誰か我が下知にらむくべき
 とて悦びしとかかくて同年の冬江戸より捕手数多差向ら
 れ近き邊の諸家よりも加勢を出して賊の逃ぐべき道々を
 塞ぎ赤城山へ押寄せたりしに忠二は又も辛くして問道を
 得遂に奥州路へ遊行けりされども圓藏淺二其外の子分ら
 ん逃げおほせすして遂に召捕れ圓藏淺二は同じき十一月
 に梟首となり秀吉鹿安其外は年を越えて獄中にて死しけ
 りまかるゝ忠二は惡運尙は強くして又々弘化三年の冬
 奥州より再び赤城山へ立歸り子分も追々聚りけれども股
 肱どたのみし圓藏淺二らの頭立さる者ども今は悉く刑せ
 られ先年の熾んなる勢は似もやらざれば此後はたい博
 奕の運上を取るのみにして人家を劫す等の事はあかりし

とぞ

(以下二十六編よかゝと)

○ 俊寛の實説

俊寛は木寺法印寛雅の子にして法執寺の執行たり治承年
 中俊寛平氏の專横を惡みてひろかゝこれを滅さんことを謀
 り新大納言藤原成親平判官康頼丹波少將成經(成親の子)多
 田藏人源行綱等どもに其用意をあせしが俊寛の山莊東
 山鹿谷にわり此所の後は三井寺につゞきて如意山深く前
 の遙く都を見渡して人家を隔たればこゝ不究竟の所あり
 とてひろかに兵仗を用意し其企まきりありかくて一日成
 親とはじめとして右の同志の者鹿谷に會合して酒宴を開
 き軍の評定あり此日の酒宴に成親長櫃一箇を身出させ中

より白布五十端を取出して多田行綱の前より積置かせて今
 度御邊を一方の大將にたのむあり先づ弓袋の料に是れ
 を進らするとて贈りければ行綱御心安かれとて益々談合
 に時を移りやがて暮に及びけるに庭より人々の用意に
 持たりける傘とあまた張立置きしが山下しの風吹来りて
 俄に傘どもを倒しければ其音にかどろきて引立置きたる
 馬ども散々に跳り狂ひ食合ひ踏合ひけり舍人雑色これを見
 て馬をしづめんとて庭へ走廻り上を下へと騒立ちければ
 館中の人々も一度に坐を立ちしに一人瓶子を直垂の袖
 に懸て引倒しけり成親これを見て事の始に平氏(瓶子)倒れ
 侍りぬといひければ人々どつと笑壺に入れり平判官康頼
 立上りて近頃餘りに平氏の多くに持酔てしといふ俊寛

聞てさてろれを払いいか仕るへきやらんといひけるに西
 光法師たい頸を取るに如かトとて瓶子の頸を打折りぬ
 まかるに其頃平氏の勢熾んにして容易く其事成るべくも
 見えざりければ多田行綱つらく思ひける此事も一洩
 れあバ行綱先づ失はれん他人の口より洩れぬ先に返忠し
 て身を全ふするあろよけれと思つきたかバ一夜入道相國
 清盛が西八條の館にいたりて行綱を呼すすべき事有て是
 れまで参ていと案内を言入れたり入道いかるるとぞとて
 中門の廊に立出て夜は更ぬらんに何事あるやと問へバ晝
 は人目の繁くは問夜に紛れて参てしとて成親俊寛等が謀
 を告げかゝれば當家の大事にては御用心あるべしとて立
 歸りけり清盛大におどろき家人を呼びて當家を傾けんと

する輩より出来たれ急ぎ一門の人々にも觸れよ侍ども催
 せよとて其騒ぎ一方あらず其夜の中に馳集るもの凡る六
 七千騎に及び清盛下知して成親を招きておれを押籠め
 俊寛康頼等を擲捕りぬかくて清盛の怒りつよくして遂に
 成親をバ備前に流し俊寛成親康頼三人をバ薩摩瀨ある鬼
 界島へ流せり抑も鬼界の十二の群島にして五島七島と名
 く康頼をバ五島の内なる千戸の島に捨俊寛をバ白石の島
 に棄てけり此島に白鷺多く石白きゆゑよ白石島と名
 けたるあり又成親をバ奥七島の内なる三の迫の北硫黄島
 に予棄にける此島々へのおぼろけにての船も通はず島に
 の人稀れあり稀に住まぬる人とても衣裳なけれは本州の
 人への似もやらず語も通せず身に毛長く生ひ色黒くし

て牛の如し食する物もあければ常に只殺生をのみ業とす
 暇が山田とかへさねバ半駟の類もあゝ園の桑を採ざれば
 絹帛の類もあゝ嶋の中には高き山あり火常に燃硫黄すべ
 て充満せりされども成親の舅平教盛の領肥前國廣瀬庄よ
 り衣食を常に送ければ是よて俊寛康頼も辛く命をつらぎ
 けり(康頼は流されしとき周防室積にて出家し法名を性照
 といふ)かくて治承二年流人を召返すの評議あり教盛此事
 と重盛にいふに重盛やがて清盛に丹波少將成親が事を教
 盛が餘りに歎くと乃不便なれば召歸されてまかるべしと
 いふ清盛聞き成親はさるとあれを俊寛や康頼が事はい
 かにといへばるれも同トくは召歸すべし若し一人も殘さ
 れたらんには中く罪業たるべくいと答ひければ清盛康

頼のさる事あれども俊寛の入道が口入を以て人とありさ
 る者すかしそれこそ多けれ己が鹿谷の山荘に集りて
 奇怪の振舞せしあれば俊寛が事は思ひもよらずとて聴か
 ず重盛歸りて教盛を呼びて少將は既に赦免あるべき御
 必安く思召されしへといひければ教盛嬉涙とそゝぎて悦
 びけり去程に鬼界島の流人の内二人召返さるべき事定り
 しかば消盛自から赦文書きて予渡しける使は丹左衛門尉
 甚康あり甚康日夜急ぎて下りければも遂に任世ぬ海路な
 れバ都を出しは七月下旬なれども九月二十日ころに至り
 鬼界島へ到着したりける甚康いろぎ船より上りこれに都
 より流されさまひたりし平判官康頼入道丹波少將殿やれ
 はすと聲々に尋ねける二人は外に赴きて在らず俊寛一

人ありけるがこれと聞きて訝りに思へば夢やらん又天魔
 破句の我心を誦さんどてゆふやらん現ども更に覺えぬも
 のかなどて周章ふらめき走るともあく倒るともあく急ぎ
 使の前に行向ひて是れこそ流されたる俊寛よど名乗りけ
 れバ雑色の頸に懸させたる布袋より六波羅の赦免狀取出
 してわさす俊寛これを披き見るよ重科は遠流に免す早く
 歸洛の思をなすべし然る間鬼界島の流人少將成経康頼法
 師赦免とのと書きて俊寛とゆふ文字はなし和紙にすある
 らんとして禮紙と見るにも見えす奥より端へ讀み端より奥
 へ讀みければも二人とばかりありて三人とは書れざりけ
 りかゝる處へは経康頼二人も歸り來りて共に讀めども俊
 寛の二字は見えず俊寛は夢にこそかゝる事ハわれ夢かと

思ひなさんどすれバ現あり現かと思へば又夢の如く抑も
 我ら三人の同罪配所も同じき所ありいかなれバ赦免のど
 き二人は召歸されて一人はこゝに残さるべき平家の思忘
 かや執筆の誤りか是れんかはしつる事どもとやと天に仰
 ぎ地に伏して泣き悲れども其罪あるは俊寛成経の袂にすが
 りて俊寛がかやうになりつるも御邊の父故大納言殿と事
 を共にせしゆゑなすれば餘所の事と思ひさまふべから
 ず赦あければ都までころ叶はずともせめては此船に乗せ
 て九國の地迄付てと各々のこれにおはしつるほごこそ
 春の燕秋は田面の雁の音信る如くに自ら故郷の事をも傳
 聞つれ今より後は何としてか聞くべしとふ成経誠心さ
 ころは思召されいらぬ我らが召返さるゝ嬉さも去る事に

てはいへども御有様を見るに更に行くべき空も覺えしは
 ず此船に打乗て上りたくいへども都の使いかにも叶ふ
 まトきよしを頻りに申し其上赦もあきに三人あがら島の
 内を出たりあを聞えしは中々悪ういなんず成経先づ
 罷上りて人々も能く合せ入道相國の氣色をも伺ひ迎
 に人を送りやさん其程は日來おはしつるやうに思倣して
 待ちたまへ命はいかにも大切の事あればたとへ此度にと
 ろ漏れさせたまふとも終にいあどか赦免あくていへきと
 種々に慰めけれども俊寛は堪忍ふべくも見ねずかくて基
 康船と出さんとしければ俊寛船に乗ては下り下りては乗
 り狂ふが如くありけるが成経の紀念には夜の急康頼が信
 に法華經一部を不留めける既に續解きて船を押し出せば

四十三

俊寛綱にとりつき長の立つまでは引れて出しが長も及ばずなりけれハ船に取付てさてゆかに各々俊寛をば終に捨果てたまふか日ごろの情も今は忘れたまふにや救なけれハ都まではかゝるはずともせめては九國の地までへと嘆きけれども丹左衛門尉いかにも叶ひまじとて取付たる手を引除て終に船と漕出せり俊寛せむ方なさに渚に上り倒伏して泣叫べども漕行く船の習ひにて跡は白波のまどありぬ俊寛思ひに堪へかねて

見せばやな我をおもはん友もかゝる

ゆるのどまやの柴の庵を

となんつゝけたりしとぞ(成)経康頼二人は其年の内に肥前の鹿瀬の庄に着きあゝにて春を迎へ翌年京に歸りーと(あ

五十三

に俊寛の稚き時より愛まで召使ひする童あり名を有王といふ(有)王の兄龜王も俊寛に仕へて能く誠實を尽せしとぞ(鬼)界島の流人ども今日都へ入ると聞きて鳥羽まで行向て見けれども我が王は見えずゆかにと問へばそれハ猶ほ罪深しとて一人島に残されぬといふ有王大に悲みて六波羅邊にイみて取沙汰を聞けれども何時赦免あるべしども聞出ざりければ俊寛の女の奈良に忍びてあるとあるへ赴きて此度にも渡させよまひて御上りもゆはず今はいかよもして彼島へ渡りて御行方をも尋ねまらせばやと存じし御文賜りて参りしはんといひければ女いたく悦び頼て一通の文を書きて予わたしける(俊)寛の妻及び二女は是より先に死せしといふ(有)王は父母にも告げず治承三年三月

の末都を立出て海路を凌ぎ薩摩瀨へ渡り是より商人船に
乗りて鬼界島へ予着にける

○釣狐といふ狂言の實説

釣狐は一名吼噓といふ古くよりある能狂言なれども近き
頃まで其貴きあたりの觀に供せしのみにて下さまのもの
の容易く見るとかあるはず其上是れまで歌舞妓にも演せ
ざりければ(淨瑠璃に釣狐といふあれども能狂言の仕種と
ハ全く異なるものなり)市井の婦女子あそび名をさる知り
つれ其狂言のいかある筋立あるやを知らざるも多からん
因て今其實説を掲ぐる前に先づ吼噓の狂言記を掻摘みて
左に載せ以て其筋立の大畧を知らしめんとす

こんくわい

狐 我の化たどおもへども 人はなにぞか思ふらんこ
れハ此所に住む狐のあつちやう去程に此處のあなたに
獵師のハ我らの一門をつりたひらげる事何と不して彼
がつらぬやうにと思ひするはち彼がをち坊主の魚藏主
よばけて参ていけんを加へ殺生の道をおもひ止らせう
とふんずるとでござる何と白藏主に似るか知らぬまで
水鏡を見ませう扱もく似とかな先づ彼がとあるへ
いろがむいろくほどにはや此れちや甥子内におぢやる
か甥子 いや伯父の聲がする何とねぼしてお出あされた
狐 さればくろなたに異見のしたい事があつてまゐつ
ておぢやる聞きやるか聞きやるまいか甥 いや伯父の坊

さまのいけん何事ありとも聞きませうきつねそなたは
 狐をつりやるといふ誠かいの甥いやくさやうのもの
 まつゝと事のござらぬ狐よいくいけんの聞まいと思
 ふて此上におひをもつたとも思はぬ中違でおちやる歸
 りませうおひ此上は何をかくませう予きつねをつり
 まするが伯父の御坊のいけんにかかして止りませう狐
 おうれしい是もそなたの爲ちやうれに付てきつねの
 執必深いいはれを語つて聞かせう是れより語りて三
 國傳來の狐の事をいひ種々の手振あるあり要なけれバ
 罌すおひ狐と予者の執必深いものでござるいよく止
 りませうきつねおちうれしうおちやるその狐をつるの
 をちよと見よいの甥やすい事此でござりまするきつね

はいあるあ人の此たつとい出家の鼻のさきへむさいも
 のきつきやるるの竹の先なりあんずおひ是の鼠の油あ
 げてござる此かぎをかぎますると狐どのが食ひにかゝ
 られまする所を此あはをひつしめて皮をひつたぐりま
 するがいにかふ氣味の好いものでござるきつねあいな人
 はまだるな事をいふか愚僧があれよる内に前ある河
 へ其繩をあがしておちやれ氣味のわるい物くおひ畏
 まつたく〇いやく何といはれても狐とつりやむ事
 なるまい先あゝもとに繩を張ておきませう〇ヤく
 さいせんのおなを川へ流しましたきつね一ぶんく異
 見のきかれてうれしうおちやるもう歸りませうさらば
 く狐さてもく人間といふものゝあどあいのちや

伯父坊主にばけて異見をしたらればまんまとだまされて
 ござる此上の天下は我がものぢや小歌ふしていのふ〇
 さてもく人間といふ者はかもしこきものぢやみどもが
 歸る道中にまんまと張ておいたやうすを見ませうゆる
 むまくさやく一口食ふか此鼠の親祖父が敵ぢや一う
 ちうつて食はふしうたれてねづみをすなくわれにい
 はるゝむねのけふりこんくわいのなみだるすかな
 きおひ伯父坊主のいけんを聞かふどのやたがきつねを
 つらざにゐる事ゐるまいわなをはつてきつねをつり
 ませうきつねくわい錫かゝつたのきつねくわい
 右の一條を作り出せし本据といふの昔界南の庄に少林寺
 といふ寺あり塔頭耕雲庵の住僧にて白藏主といへるの道

徳堅固の法師なりしが常に鎮守なる稻荷の神を信仰して
 日々奉祀をおこたるとあし或る日社のほどりにて三三の
 狐を獲たりければ是の神の與へたまふものあらんとて抱
 きかへりて養育に手を尽せり狐日を経るまゝに藏主に馴
 親みて能くろの心をさとり賊難をふせぎ凶事を未然に告
 るあそ其奇いふばかりあかりしといふまかるに其邊の獵
 師に狐をつるとを業とするものあり白藏主はこれを聞き
 て或る日右の獵師を庵へ招き汝の狐は稻荷の大神の使な
 りといふを知らずしてかゝるどをあすあらんとて其に其
 狐釣る事を諭止めしに獵師はるの言に従ひて遂にこれを
 止めたりといふ以上塚鑑の要を摘む一説に此事をうのて
 る名高き狂言師大藏何某が狂言に作りてまづから狐に出

立一曲を演しりしに白藏主に従へる彼の狐が見て大に感し老翁に化して大藏に逢ひ猶ほも野干の戯きを口傳せしより其技ますますく妙にいたり遂に彼家代々の秘事となりしといへど是れ其技の妙を賞するより神奇に托して好事家の語り傳へむものあるべしゆかて狐の人に化する理のあるべきや

○尾上伊太八の實説

新内節にかゝりて人の能く知れる伊太八の本名原田伊太夫といひて元津輕の産なり此者が遊女尾上と情死せし延享三年のとありて其一件落着中渡の寫書あり一讀せばその行事の大畧を知るに足れば左にこれを掲ぐ

延享三寅年十二月十五日揚屋入

無宿浪人

原田伊太夫

二十七歳

右の者備津輕岩松家來にて江戸詰新半役相勤罷在去春三月頃より新吉原江戸町登丁目太左衛門店太四郎抱遊女尾上を買揚げ遊興致度々奉公の間を欠け儀を屋敷役人も存不首尾にて永の暇出で参方無之に付右太四郎方へ罷越尾上と相對死可致旨や合去る十二月十三日夜尾上所持のさすがにて尾上咽喉一ヶ所突し上右の者儀腹一ヶ所突し得共兩人とも不相果しに付於日本橋三日晒の上非人手下に付非人頭松右衛門へ渡し遣す

延享三寅年十二月二十五日入牢

新吉原江戸町壹丁目

太左衛門店太四郎抱

遊女 尾上

二十三歳

右の者儀厚田伊太夫儀去春三月頃より度々遊興に参り
 奉公の間を欠き屋敷不首尾にて永の暇出可参方無之に
 付可相果由申處兼て夫婦の約束をも致置上りども
 可相果申合去十二月十三日夜所持のさすがを伊太
 夫へ渡し右の者の咽喉一ヶ所伊太夫儀は腹一ヶ所突
 得共兩人とも不相果に付於日本橋三日晒の上非人
 手下に申付非人頭善七へ渡し遣す

延享四年二月十三日落着

明治十五年一月六日出版御届
同年三月九日發行

(十五錢)

編輯人

新潟縣平民
松村操

神田區佐久間町
二丁目十一番地

出版人

東京府平民
望月誠

京橋區南鍋町
一丁目七番地

發兌元

東京南鍋町一丁目
兎屋誠

大賣捌所

大坂唐物町三丁目
同支店

同

東京芝三島町
山中市兵衛

